中小企業信用保険法第２条第５項の規定に基づく申請の手引き
（1号・7号）

・認定基準及び必要書類をよく御確認ください。

・認定は、企業の本店所在地（個人の場合は主たる事業所所在地）を管轄する市町村で行っています。

・岐阜市の申請窓口　　〒５００－８７０１　岐阜市司町４０番地１
岐阜市　経済部商工課　経営支援係
ＴＥＬ　２１４－２７７１
ＦＡＸ　２６５－２２１８

・申請書欄の押印は廃止していますが、申請内容に軽微な不備があった場合、訂正を承諾いただける方は「申請者実印又は代表者署名欄」に押印又はご署名をお願いします。

・認定書の有効期間は、認定の日から３０日間です。
認定書の有効期間内にセーフティネット保証の申込みをする必要があります。

・提出していただく登記事項証明書のコピーは、３ヶ月以内に発行されたものとしてください。

・窓口への申請書提出は申請を行う中小企業の代表者もしくは当該企業の社員が行ってください。ただし、金融機関の方に委任し代理申請を行う場合は、所定の委任状をお使いください。

・連鎖倒産防止（１号）、取引先企業のリストラ等の事業活動の制限（２号）、突発的災害（事故等）（３号）、突発的災害（自然災害等）（４号）、業況の悪化している業種（全国的）（５号）、取引金融機関の破綻（６号）、金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整（７号）、金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡（８号）のリストについては、中小企業庁のホームページで御確認ください。

セーフティネット保証制度
http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm

令和５年６月
岐阜市経済部商工課

中小企業信用保険法による認定とは？（セーフティネット保証）

何らかのやむを得ない事由により金融の安定に支障をきたしている中小企業者に対し、主たる事業所（本店）の範囲を管轄する市町村長が認定をなすことによって、信用保証協会の普通保証（個人・会社２億円以内、組合４億円以内）無担保保証（８，０００万円以内）無担保無保証人保証（２，０００万円以内）の限度額が倍額に増える制度です。

認定により融資が受けられる訳ではなく、（金融安定化特別保証制度の様なものではありません。）限度額を倍額にする（別枠利用）という効果があります。

この認定とは別に金融機関及び、保証協会による金融上の審査があります。

認定申請要件　以下の要件を全て満たすことが必要です。

1　中小企業信用保険法第２条第１項に規定する中小企業者であること。

2　市内に事業実態のある事業所があること。

3　原則､同一の事業を１年以上行っていること。

１号認定　再生手続き開始申立等関係

民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者に対し売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者を支援するための措置です。

注意事項

倒産先に対する売掛金、手形金額を確認できる資料を持参。（手形は原本を持参し、他のものは提出資料としてコピーしてください。）
手形、決算書の主な売掛先欄、債権証書、裁判所の債務名義等の確認をし、確証の得られる金額につき、認定をします。

認定基準

下記の基準１かつ（基準２または基準３）を満たすことが必要です。

基準１　倒産した取引先企業が、中小企業信用保険法による経済産業大臣の「大型倒産指定」をうけていること。
中小企業庁ホームページ：セーフティネット保証１号指定事業者リストで確認します。
http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_1gou.htm

基準２　セーフティネット保証１号の指定事業者に対し、５０万円以上の売掛金債権等を有していること。

基準３　セーフティネット保証１号の指定事業者に対し、５０万円未満の売掛金債権等があり、指定事業者との取引規模が２０％以上であること。

必要書類

（１）認定申請書　様式第１　必要通数＋１通　（１通は、市への認定申請書となります。）

（２）売掛債権、手形債権の明細
（取引先の支払通知書、手形、裁判所の再生債権通知等のコピーを提出資料として持参。手形については、本人所有のものであるか〔買戻しされているか〕を確認するため、手形の原本を持参してください。）

（３）基準３による場合は、倒産業者との取引額がわかる明細及び他の業者も含めて全取引額がわかる明細
（直近３か月の月別残高試算表をコピーして持参し３か月間の全取引額を明らかにし、また、それに対応した期間の得意先別売上帳をコピーして持参し、倒産業者との取引額を明らかにしてください。これにより、倒産業者との取引割合を算出します。）

（４）法人企業：登記事項証明書のコピー　１通（現在事項証明書又は履歴事項証明書のコピー）

（５）法人企業：Ⅰ.直近の法人税確定申告書別表一のコピ（税務署提出時の受付印のあるもの※）

※電子申告を行っている場合は受信通知（電子申告完了報告書等）及び申告データ出力分を添付

Ⅱ.決算報告書（内訳書を含む）すべてのコピー

Ⅲ.法人事業概況説明書の表･裏のコピー

個人企業：青色申告書（決算書を含む）または白色申告書（収支内訳書を含む）のコピー

７号認定　金融取引の調整関係

注意事項

金融機関が支店等を統廃合したことにより、その金融機関より融資を受けていた中小企業者が金融の安定に支障をきたしている場合、当中小企業者の経営の安定に資するための認定で、当該金融機関は経済産業省により指定されます。

認定基準

次の基準１、基準２、基準３の要件のいずれにも該当することが必要です。

基準１　申請者が、法第２条第５項第７号の規定による経済産業大臣の指定を受けた金融取引の調整を行っている金融機関（以下「指定金融機関」という。）と金融取引を行っており、指定金融機関からの直近（１ヶ月以内）の借入金残高が金融機関からの直近（１ヶ月以内）の総借入金残高に占める割合が１０％以上であること。

※指定金融機関は、中小企業庁のホームページ：指定金融機関リストで確認できます。

http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_7gou.htm

$$\frac{\text{指定金融機関からの借入金残高（A）}}{\text{全金融機関からの借入金残高（B）}} \geqq 10\%$$

全金融機関に含まれる金融機関は以下のものです。

1. 銀行
2. 株式会社日本政策金融公庫
3. 株式会社商工組合中央金庫
4. 株式会社日本政策投資銀行
5. 信用金庫及び信用金庫連合会
6. 労働金庫及び労働金庫連合会
7. 信用協同組合及び信用協同組合連合会
8. **農業協同組合及び農業協同組合連合会**
9. 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
10. 農林中央金庫
11. **保険会社**
12. **信託会社**

集計漏れに注意

基準２　申請者の指定金融機関からの直近（１ヶ月以内）の借入金残高が前年同期に比して１０％以上減少していること。

$$\frac{\text{指定金融機関の前年同期の借入金残高（D）—指定金融機関の直近借入金残高（C）}}{\text{指定金融機関の前年同期の借入金残高（D）}} \geqq 10\%$$

基準３　申請者の全金融機関からの直近（１ヶ月以内）の総借入金残高が前年同期に比して減少していること。

$$\frac{\text{前年同期の全金融機関からの総借入金残高（F）—全金融機関からの直近の総借入金残高（E）}}{\text{前年同期の全金融機関からの総借入金残高（F）}} > 0$$

必要書類

（１）認定申請書　様式第７　必要通数＋１通　（１通は、市への認定申請書となります。）

（２）法人企業：登記事項証明書のコピー　１通（現在事項証明書又は履歴事項証明書のコピー）

（３）法人企業：Ⅰ. 直近の法人税確定申告書別表一のｋッピー（税務署提出時の受付印のあるもの※）

※電子申告を行っている場合は受信通知（電子申告完了報告書等）及び申告データ出力分を添付

Ⅱ. 決算報告書（内訳書を含む）すべてのコピー

Ⅲ. 法人事業概況説明書の表･裏のコピー

個人企業：青色申告書（決算書を含む）または白色申告書（収支内訳書を含む）のコピー

（４）取引関係のあるすべての金融機関（前頁「基準１」参照）の直近（１か月以内）の残高証明書及び、その１年前同日の残高証明書の原本

※借入金残高については事業性資金（住宅ローン、教育ローン等の消費性資金は除く。）に限ります。
また、以下のものは対象外です。

・Ｌ／Ｃ（信用状）、商業手形、手形割引、取扱金融機関がリスクを負わない代理貸付

Ａ銀行

令和５年４月１日現在の残高は以下のとおりです。

Ａ銀行

商業手形	~~¥1，０００，０００※~~
手形割引	~~¥2，６７８，９１２※~~
手形貸付	¥3，０００，０００※
当座貸越	¥1，５００，０００※
証書貸付	¥5，６７８，８７９※

「残高」のなかに、「商業手形」「手形割引」は含めません！！

異なる金融機関で**日付をそろえる**と共に、**前年の日付もそろえて**ください。

Ｂ銀行

令和５年４月１日現在の残高は以下のとおりです。

Ｂ銀行

商業手形	~~¥2，０００，０００※~~
手形割引	~~¥1，４３２，３２１※~~
証書貸付	¥5，６７８，７８９※